

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第130期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 上杉 雅彦
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	079(223)1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 永井 勝浩
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	079(223)1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 永井 勝浩
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第3四半期連結 累計期間	第130期 第3四半期連結 累計期間	第129期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(百万円)	30,030	30,353	39,964
経常利益(百万円)	1,179	1,088	1,142
四半期(当期)純利益 (百万円)	561	686	1,155
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	534	783	1,237
純資産額(百万円)	30,718	31,967	31,419
総資産額(百万円)	45,269	46,783	46,461
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	18.62	22.77	38.33
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	67.63	68.29	67.41

回次	第129期 第3四半期連結 会計期間	第130期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.36	11.59

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は以下の通りであります。

第2四半期連結会計期間より、非連結子会社であった神姫バスツアーズ株式会社は、吸収分割によって当社の旅行事業を承継したことに伴い重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、非連結子会社であった神姫観光ホールディングス株式会社は、吸収分割によって当社の旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業を承継したことに伴い重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

この結果、平成24年12月31日現在では、当社グループは連結子会社22社となりました。

また、この事業再編に伴い、第2四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありませんが、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(法令遵守・不正行為)

当社グループは、第2四半期連結会計期間において判明しました連結子会社元役員による不正行為を受け、再発防止策としまして、子会社代表者兼務の原則禁止、当社グループにおけるガバナンスの強化、内部公益通報制度の見直し、当社による会計・経理業務支援、コンプライアンス委員会の活動強化を実施してまいります。しかし今後、これらによっても防げない不正、予測し得ない過失、違反行為等が生じた場合、当社グループの信用失墜及び業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果に支えられて持ち直しの動きを続けてきましたが、海外経済の減速を背景とした輸出の減少や個人消費の息切れなどにより、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで、当社グループは、企業価値増大に向け、バス輸送を中心とした輸送サービスの向上、成長分野としての生活サービス事業の展開を通じて安定した収益の確保に注力してまいりました。以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同期比323百万円（1.1%）増の30,353百万円、営業利益は前年同期比65百万円（6.1%）減の1,005百万円、経常利益は前年同期比91百万円（7.7%）減の1,088百万円となりました。また、四半期純利益は、連結子会社元役員の不正行為による損失の計上がありましたものの、負ののれん発生益の計上や法人税率の引下げの影響等により前年同期比124百万円（22.2%）増の686百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

なお、第2四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

自動車運送

乗合バス部門は、一般路線バスでは、平成24年3月に公営バスから路線を譲り受けたほか、需要の見込める三ノ宮を拠点とする中距離路線の開設等により増収となりました。また、高速バスは、収益路線の増走及び販売チャネルの強化に努めたこと等により堅調に推移いたしました。タクシー部門は、稼働率の低下により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比356百万円（2.7%）増の13,352百万円となりましたが、営業損益は人件費及び減価償却費の増加等により前年同期に比べ88百万円（29.8%）悪化し、384百万円の営業損失となりました。

車両物販・整備

車両物販部門は、タイヤ販売及び車両部品の販売が好調に推移したことに加え、新車購入補助制度（エコカー補助金）が再導入されたことにより自動車販売台数が増加いたしました。また、整備部門は、自動車運送業におきまして公営バスから路線を譲り受けたことにより整備車両数が増加したことに加え、バス搭載機器（ドライブレコーダー）の取付等により増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比300百万円（6.3%）増の5,042百万円、営業利益は71百万円（32.2%）増の295百万円となりました。

業務受託

車両運行管理部門は、新規顧客の獲得はありましたものの、大口顧客の契約更新が出来なかったこと等により減収となりました。経営受託部門は、姫路市等から新たに公共施設の管理・運営を受託したことにより増収となりました。介護部門は、サービス付き高齢者向け住宅「青山の郷」及び併設するデイサービス訪問介護施設「ケアサー

「ビス神姫あおやま」を開設したことにより増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比209百万円（9.6%）増の2,387百万円となりましたが、営業利益は介護部門におきまして人件費、減価償却費等が増加したこと等により前年同期比89百万円（39.3%）減の138百万円となりました。

#### 不動産

販売部門は、分譲地販売区画数が減少しましたものの、建物販売戸数が増加したことにより増収となりました。賃貸部門は、既存商業施設の賃貸料減額の影響がありましたものの、平成23年12月に取得した「常温一括加古川センター」（物流施設）などが収入の確保に寄与し、増収となりました。また、建設部門は、建築請負工事が減少したことにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比22百万円（0.9%）増の2,621百万円、営業利益は前年同期比46百万円（5.3%）増の926百万円となりました。

#### レジャーサービス

飲食部門は、サービスエリア事業は前年同期並で推移いたしました。FC事業において新たな店舗を取得したことにより増収となりました。レンタル部門・T S U T A Y Aは、映像レンタルが低調に推移しましたが、太子店の売上が引き続き伸びたことにより前年同期並となりました。また、遊技場部門は、1円パチンコの増台や接客サービスの向上等の増客施策を実施してまいりましたが、近隣店との競合等により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比200百万円（3.2%）減の6,008百万円となりましたが、営業利益は飲食部門における利益率の向上等により前年同期比14百万円（11.4%）増の145百万円となりました。

#### 旅行貸切

旅行部門は、東京ディズニーリゾートツアーが競合他社との価格競争や宿泊プランの減少等により低調に推移しましたが、震災の影響により団体旅行の延期・キャンセルが発生した前年同期に比べ手配旅行が増加したことにより前年同期並となりました。貸切バス部門は、運転士不足等により秋の行楽シーズンにおいて集中的な受注ができなかったため減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比130百万円（5.1%）減の2,442百万円、営業損益は前年同期に比べ1百万円（2.1%）悪化し、85百万円の営業損失となりました。

#### その他

清掃・警備部門は、車両清掃の増加等により堅調に推移いたしました。化粧品販売部門は、積極的な店舗展開を行ったことに加え、新規顧客獲得を目的としたイベントの実施等により増収となりました。広告部門は、ラッピングバス広告やバスの車内広告等において新規顧客を獲得いたしました。以上の結果、売上高は前年同期比61百万円（6.3%）増の1,049百万円となりましたが、営業損益は、化粧品部門の店舗開設費用や農業部門の減価償却費の増加等により前年同期に比べ28百万円悪化し、19百万円の営業損失となりました。

### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次の通りであります。

#### (不正行為の防止及びコンプライアンス体制の強化)

第2四半期連結会計期間におきまして、当社の連結子会社である(株)ホープ及び(株)エルテオにおいて、同子会社の元代表者が会社資産を私的流用していたという不正行為が判明しました。この不正行為に対し、当社は、外部専門家を加えた調査委員会を設置し、より詳細かつ正確な事実関係の解明等を行うとともに、再発防止策について検討してまいりました。

再発防止策の骨子は以下の通りであります。

- 子会社代表者兼務の原則禁止
- 当社グループにおけるガバナンスの強化
- 内部公益通報制度の見直し
- 当社による会計・経理業務支援
- コンプライアンス委員会の活動強化

当社グループは、経営の最優先課題として再発防止策を確実に実施していくとともに、全社を挙げてコンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでおります。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企

業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者（特定株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を行う者をいい、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記2.(1)の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。

近時の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しう程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大規模買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

## 2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な増収・増益策の実施、コスト管理の強化、経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CD（顧客感動）、(e)環境対策及び社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト、不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進、高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託、適正な賃金レベル・労働条件の維持、CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現、車両及び搭載機器の更新を進めております。また、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。具体的には、(a)サービス事業でのFC加盟による新規分野への進出、M&Aによる事業領域の拡大、(b)自治体等の施設の運営受託又は施設譲受け、及び(c)自動車整備工場（指定工場）の整備能力の増強を進めております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高及び経常利益の増大、及び不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命及びこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の多角化を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、現在は第6次計画の途中にあたりますが、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役9名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名及び社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否かが明らかなでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

更に、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えますと、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

そこで、当社は、第123回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、平成21年6月26日開催の第126回定時株主総会（以下、「第126回定時株主総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更いたしました（以下、第126回定時株主総会決議による継続後の当該対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針の有効期間は、平成24年6月28日開催の第129回定時株主総会（以下、「第129回定時株主総会」といいます。）までとなっておりますが、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の一部変更と、大規模買付行為に関する検討を行う際に当社取締役会が外部専門家の助言を受けることができる旨を明確化したほか、旧対応方針の表現及び字句等を一部変更の上、継続する議案を第129回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、当社取締役会は、今後も大規模買付者に対して、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（但し、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又は取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、当社ホームページ（<http://www.shinkibus.co.jp/index.html>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ホームページにて開示することといたします。

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、また、弁護士、公認会計士又は学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会

としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるといった理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

大規模買付者が大規模買付ルール を順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、当該株主総会において、大規模買付者及び当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

大規模買付者が大規模買付ルール を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルール を順守しない場合、当社取締役会は、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の条件を全て満たす場合を除き、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。

#### 4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記2.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

###### ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び 当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更案及び当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、第126回定時株主総会及び本定時株主総会において、当初対応方針又は旧対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただいております。今後も本対応方針を一部変更、継続する場合には、定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、大規模買付ルールに従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付け期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、本対応方針の有効期間を平成27年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができること、第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向をより直接的に反映することから、株主の皆様のご意思をより反映する仕組みとなっております。

また、本対応方針は、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

更に、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができ、デッドハンド型買収防衛策又はスロー・ハンド型買収防衛策のいずれでもありません。

以上の理由により、当社取締役会は、上記3.の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### (3) 研究開発活動

該当する事項はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,860,000	30,860,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	30,860,000	30,860,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	30,860,000	-	3,140	-	2,235

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成24年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 707,000 (相互保有株式) 普通株式 37,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,697,000	29,697	同上
単元未満株式	普通株式 419,000	-	-
発行済株式総数	30,860,000	-	-
総株主の議決権	-	29,697	-

(注)「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式及び相互保有株式が次の通り含まれております。

自己株式 153株  
 相互保有株式  
 菱油商事株式会社 725株

【自己株式等】

(平成24年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅前町1番地	707,000	-	707,000	2.29
(相互保有株式) 菱油商事株式会社	神戸市兵庫区駅南通1丁目1番11号	37,000	-	37,000	0.12
計	-	744,000	-	744,000	2.41

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	5,619	7,129
受取手形及び売掛金	1,855	1,777
未収運賃	770	586
有価証券	120	89
商品及び製品	395	431
仕掛品	15	76
分譲土地建物	1,276	1,054
原材料及び貯蔵品	95	93
その他	1,730	984
貸倒引当金	12	11
流動資産合計	11,864	12,212
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	23,549	23,694
減価償却累計額	15,345	15,704
建物及び構築物(純額)	8,203	7,990
機械装置及び工具器具備品	2,608	2,687
減価償却累計額	2,179	2,207
機械装置及び工具器具備品(純額)	429	480
車両運搬具	12,942	12,445
減価償却累計額	10,731	10,672
車両運搬具(純額)	2,211	1,773
土地	16,204	16,276
リース資産	3,231	3,808
減価償却累計額	1,319	1,784
リース資産(純額)	1,911	2,024
建設仮勘定	54	207
有形固定資産合計	29,014	28,752
<b>無形固定資産</b>		
のれん	50	40
その他	212	295
無形固定資産合計	262	336
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,085	3,119
その他	2,521	2,746
貸倒引当金	286	385
投資その他の資産合計	5,320	5,480
固定資産合計	34,596	34,570
資産合計	46,461	46,783

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,069	1,067
短期借入金	309	789
1年内返済予定の長期借入金	982	1,053
リース債務	618	737
未払金	3,114	2,857
未払法人税等	431	151
事故補償引当金	7	3
賞与引当金	857	712
過年度雑収計上旅行券引当金	14	14
その他	1,672	1,936
流動負債合計	9,075	9,322
固定負債		
長期借入金	1,286	801
リース債務	1,385	1,378
退職給付引当金	617	596
役員退職慰労引当金	125	111
負ののれん	4	2
その他	2,547	2,602
固定負債合計	5,966	5,492
負債合計	15,041	14,815
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,235	2,235
利益剰余金	25,578	26,114
自己株式	418	419
株主資本合計	30,535	31,070
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	782	879
その他の包括利益累計額合計	782	879
少数株主持分	101	17
純資産合計	31,419	31,967
負債純資産合計	46,461	46,783

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
売上高	30,030	30,353
売上原価	22,306	22,613
売上総利益	7,723	7,740
販売費及び一般管理費	6,652	6,734
営業利益	1,071	1,005
営業外収益		
受取利息	16	15
受取配当金	41	40
持分法による投資利益	14	24
その他	112	81
営業外収益合計	184	162
営業外費用		
支払利息	17	19
固定資産除却損	20	22
不正関連損失	-	17
その他	37	19
営業外費用合計	75	79
経常利益	1,179	1,088
特別利益		
固定資産売却益	-	19
運行補助金	104	143
車両等購入補助金	6	56
負ののれん発生益	-	52
特別利益合計	111	271
特別損失		
固定資産圧縮損	1	35
貸倒引当金繰入額	54	84
特別損失合計	55	119
税金等調整前四半期純利益	1,235	1,241
法人税等	671	554
少数株主損益調整前四半期純利益	564	686
少数株主利益	2	0
四半期純利益	561	686

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	564	686
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29	97
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	30	96
四半期包括利益	534	783
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	531	783
少数株主に係る四半期包括利益	2	0

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

第2四半期連結会計期間より、非連結子会社であった神姫バスツアーズ株式会社は、吸収分割によって当社の旅行事業を承継したことに伴い重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、非連結子会社であった神姫観光ホールディングス株式会社は、吸収分割によって当社の旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業を承継したことに伴い重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算出しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	1,653百万円	1,915百万円
のれんの償却額	9	9
負ののれんの償却額	1	1

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成24年9月30日	平成24年12月13日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	12,935	3,336	2,144	2,303	6,208	2,509	29,438	592	30,030
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	59	1,404	32	295	-	63	1,856	395	2,252
計	12,995	4,741	2,177	2,598	6,208	2,572	31,294	988	32,282
セグメント利益 又はセグメント 損失( )	296	223	228	880	130	83	1,081	9	1,090

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,081
「その他」の区分の利益	9
セグメント間取引消去	19
四半期連結損益計算書の営業利益	1,071

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	13,289	3,394	2,359	2,252	6,008	2,377	29,682	671	30,353
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	62	1,647	27	369	-	64	2,171	378	2,550
計	13,352	5,042	2,387	2,621	6,008	2,442	31,854	1,049	32,904
セグメント利益 又はセグメント 損失( )	384	295	138	926	145	85	1,034	19	1,015

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
 主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	1,034
「その他」の区分の利益	19
セグメント間取引消去	9
四半期連結損益計算書の営業利益	1,005

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
 （重要な負ののれん発生益）

「車両物販・整備」セグメントにおいて、連結子会社である神姫産業株式会社の株式を追加取得したことにより負ののれん発生益を計上しております。

当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間において52百万円です。

なお、この負ののれん発生益は特定の報告セグメントに係るものではないため、全社の利益として認識しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

第2四半期連結会計期間において、「レジャーサービス」に含めていた旅行業、及び「自動車運送」に含めていた一般貸切（貸切バス事業）を中間持株会社によって経営管理する体制に移行する事業再編を行っております。この事業再編に伴い、第2四半期連結会計期間より、新たに「旅行貸切」を報告セグメントの区分に追加しております。なお、第2四半期連結会計期間に行ったセグメント区分の変更は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定してセグメント情報等を作成しております。

以上の変更に伴い、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、事業再編後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

なお、変更後の各報告セグメントの主な事業内容は次の通りです。

自動車運送.....一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道業  
 車両物販・整備.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理  
 業務受託.....自動車の運転・保守管理、経営受託、介護  
 不動産.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理  
 レジャーサービス.....高速道売店等における物販を含む飲食業、遊技場、レンタル業  
 旅行貸切.....旅行業、一般貸切（貸切バス事業）

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）
1株当たり四半期純利益金額	18円62銭	22円77銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	561	686
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	561	686
普通株式の期中平均株式数（千株）	30,158	30,153

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年2月8日開催の当社取締役会において、平成25年3月21日を目処に不動産事業のうち土地分譲事業を会社分割し、連結子会社である株式会社エルテオに承継させることを決議いたしました。

1. 会社分割の目的

グループ内の土地分譲事業を株式会社エルテオでの一元管理とすることで、当該事業における意思決定の迅速化及び管理コストの削減を図るものです。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の方式

本件会社分割は、当社を分割会社とし、連結子会社である株式会社エルテオを分割承継会社とする吸収分割により行います。

(2) 会社分割の日程

本件会社分割の承認に係る取締役会 平成25年2月8日  
 本件会社分割契約締結 平成25年2月8日  
 本件会社分割の予定日(効力発生日) 平成25年3月21日(予定)

3. 当該会社分割当事会社の概要

(1) 商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、資本金の額及び事業の内容

(平成24年12月31日現在)

商号	神姫バス株式会社 (分割会社)	株式会社エルテオ (承継会社)
本店の所在地	姫路市西駅前町1番地	姫路市佃町7番地
代表者の役職・氏名	取締役社長 上杉 雅彦	取締役社長 山口 功
資本金の額	3,140百万円	30百万円
事業の内容	バス事業、不動産事業等	不動産事業

(2) 直前事業年度の財政状態及び経営成績

(平成24年3月31日現在)

	分割会社(連結)	承継会社
純資産(百万円)	31,419	48
総資産(百万円)	46,461	1,199
1株当たり純資産(円)	1,038.60	221,998.44
売上高(百万円)	39,964	1,624
営業利益(百万円)	981	104
経常利益(百万円)	1,142	105
当期純利益(百万円)	1,155	66
1株当たり当期純利益(円)	38.33	304,340.43

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

土地分譲事業

(2) 分割する部門の経営成績

不動産事業のうち、土地分譲事業における平成24年3月期の売上高及び営業損失は以下の通りです。  
 売上高 270百万円(個別) 営業損失 9百万円(個別)

## 2【その他】

### 中間配当について

平成24年11月13日開催の取締役会において、第130期の中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....75百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月13日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

### その他

特記すべき事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。